

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和3年12月17日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100530 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100015 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 16 年 12 月 14 日は 16 万円、平成 18 年 7 月 7 日は 19 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 14 日及び平成 18 年 7 月 7 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 12 月 14 日及び平成 18 年 7 月 7 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 14 日  
② 平成 18 年 7 月 7 日

A 社から請求期間①及び②に賞与の支払を受けていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した預金通帳の写し、同僚から提出された平成 16 年下期賞与及び平成 18 年上期賞与に係る明細書並びに B 健康保険組合の回答から判断すると、請求者は、請求期間①及び②において、A 社から賞与の支払を受け、その賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたと認められることから、請求者の標準賞与額については、平成 16 年 12 月 14 日は 16 万円、平成 18 年 7 月 7 日は 19 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000238 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2100007 号

## 第 1 結論

平成 22 年 7 月から平成 23 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 7 月から平成 23 年 6 月まで

私は、平成 14 年末頃から平成 15 年頃にかけて、免除申請を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に相談し、全額申請免除が決まった。その後、継続免除となり、社会保険事務所の職員が免除申請を毎年する必要はないと言っていたの信じていたが、請求期間が未納期間と記録されていたので、A 厚生局に対し訂正請求を行ったが、記録訂正は認められなかった。

A 厚生局の「答申書（写）」に記載されている判断の理由が真実と異なるため、再請求することにした。

その答申書には、私の主張として、国民年金保険料の免除申請手続を毎年行っていたとあるが、私は、継続免除申請が承認されていれば、毎年届出を行う必要はない旨を社会保険事務所や市町村の職員に確認しており、継続免除申請が承認されて以降は、どの関係機関にも書類を提出していない。

また、施設から出所するまでは住民票を異動しておらず、B 市に住んだことは一度もなく、請求期間当時、状況によっては信書の発信及び受信について著しく制限を受ける環境におり、免除に係る通知は一切手元に届いていない。

さらに、国民年金保険料の免除申請及び所得の申告について、家族に手続を依頼したことはない。

請求期間当時は継続して無収入であったため、全額申請免除となるのは妥当と考えるので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

### 1 本件請求に至る経過

請求者は、令和元年 6 月 3 日に日本年金機構 C 年金事務所に年金記録訂正請求書

を提出し、令和2年7月10日付けで年金記録を訂正しない旨のA厚生局長の決定が通知されている。

また、請求者は、令和2年7月16日に審査請求を行い、同年12月14日付けで当該請求は棄却されている。

本件について、請求者は、A厚生局の「答申書（写）」に記載されている判断の理由が真実と異なることを理由として、再度訂正請求を行っているものである。

## 2 国民年金保険料の免除申請手続について

国民年金被保険者が国民年金保険料の申請免除を希望する場合、当該被保険者は、国民年金保険料免除・納付猶予申請書（以下「免除申請書」という。）に、前年の所得状況等を明らかにすることができる書類を添付して年金事務所へ提出することが必要であるが、平成17年7月1日から「継続免除申請者」の取扱いが始まり、継続免除申請者として登録された被保険者は、免除申請書の提出を省略できるようになった。

ただし、継続免除申請者について、日本年金機構は、住民登録のある市町村へ所得状況等を確認することにより免除の可否の審査を行っていることから、請求期間当時は、免除の審査対象期間について所得の申告を行うことが必要であり、施設に入所している場合も同じ取扱いであった。

なお、施設に入所している場合の免除申請手続については、平成26年10月から取扱いが変更され、所得の申告が行われていない場合であっても、所得に係る申立てを行うことによって、日本年金機構は免除の可否の審査を行うことができるようになっている。

## 3 請求者の住民登録について

請求者は、請求期間において施設に入所しており、出所するまでは住民票をD市から異動していない旨を主張している。

しかしながら、戸籍の附票によると、請求者の住民票の住所は、平成17年11月7日に請求者の両親の住所と同じB市に定められ、その後、平成24年9月12日にE市に住所を定めるまでの間、継続してB市にあったことが確認できる。

また、日本年金機構は、継続免除申請者の審査に必要な所得を住所地の市町村から確認することができない場合は、所得の申告を行った上で所得証明書を期限までに提出する必要があること、期限までに提出がない場合は継続免除申請者の取扱いが終了となることなどを示した案内文書（以下「所得が確認できない場合の案内文書」という。）を当該継続免除申請者へ送付する取扱いであるとし、請求者については、B市の住所へ送付していた旨を回答している。

## 4 請求者は請求期間において継続免除申請者であったことについて

日本年金機構が管理する請求者の国民年金保険料の免除記録及び同機構の回答によると、請求者は平成17年度に継続免除を希望し、平成18年度からは継続免除申請者として取り扱われており、免除申請書を提出する必要はなかったことが確認できる。

また、同機構は、請求者の免除記録について、平成 21 年度が全額申請免除で承認されていたことによると請求期間も継続免除申請者の取扱いであった旨を回答しており、請求者は請求期間において、当初は継続免除申請者であったことが確認できる。

5 請求者の家族による B 市への所得の申告について

請求者の平成 20 年度以前の免除申請に係る所得の申告に関する資料は保管されておらず確認することはできないが、平成 21 年度、平成 23 年度及び平成 24 年度の免除申請に係る所得の申告については、当時提出された申告書の写しにより、平成 21 年度は請求者の父親が、平成 23 年度及び平成 24 年度は請求者の姉が、免除の可否の審査に必要な所得の申告書を B 市へ提出していたことが確認できる。

6 請求期間の免除の可否を審査するのに必要な平成 21 年分所得について

請求者の入所記録を管理する F 施設の回答により、請求者は請求期間を含む前後の期間において、施設に入所していたことが確認できる上、請求期間前後の期間は全額申請免除が承認されていることから、請求者の請求期間に係る免除審査対象期間である平成 21 年分の所得（以下「請求期間に係る所得」という。）は、全額申請免除の承認基準に該当していたと推認できる。

7 請求期間に係る所得（平成 21 年分所得）の申告について

上記 2 のとおり、請求期間当時の取扱いによれば、継続免除申請者は、施設に入所し所得が全額申請免除の承認基準に該当している状態であっても、国民年金保険料の免除申請が承認されるには住所地の市町村に所得の申告を行っていることが必要であったところ、請求者は請求期間を含む前後の期間について、所得の申告を行っていない旨を主張している上、請求期間当時、請求者が住民票の住所を定めていた B 市及び日本年金機構に、請求者の請求期間に係る所得の申告が行われていたことを確認できる資料等は保管されていないため、請求者の請求期間に係る所得の申告が行われていたことを確認することができない。

なお、F 施設の回答から、請求者は、平成 22 年 5 月 12 日に請求者の父親宛ての信書に国民年金手続用を含む在所証明書 5 通を同封して発信していることが確認できることから、請求者の請求期間に係る所得の申告についても、請求者の父親又は姉が行った可能性は考えられるものの、請求者の父親は既に亡くなっており、また、請求者は、姉には連絡をしないでほしいと繰り返し述べているため、請求者の請求期間に係る所得の申告を請求者の父親又は姉が行っていたか否かについて確認することはできない。

8 請求者の請求期間における継続免除申請者としての登録について

継続免除申請者が所得の申告を行っていないなど日本年金機構が所得状況等を確認することができない場合は、継続免除申請者の登録は取り消され、取消後に免除申請を希望する者は、改めて免除申請書の提出が必要となる取扱いであるところ、請求者の平成 23 年度の免除申請については、請求者の姉が B 市に免除申請書を提出していることが同機構の保管書類により確認できることから、同機構は、請求者

の請求期間に係る所得（平成 21 年分）が確認できなかったことにより、請求期間（平成 22 年度）に係る継続免除申請者の登録を取り消したとしている。

また、その後、請求者の請求期間について改めて免除申請書が提出された事実は確認できない。

なお、請求者の姉が請求者に係る平成 23 年度の免除申請書を提出した平成 24 年 5 月 25 日において、免除の承認対象期間は平成 23 年 7 月までしか遡ることができず、請求期間は含まれない。

#### 9 免除申請及び所得の申告を家族に依頼したことはないとする主張について

請求者は、請求期間において施設に入所していたため、状況によっては信書の発信及び受信について著しく制限を受ける環境におり、免除に係る通知は一切手元に届いていないこと、国民年金保険料の免除申請及び所得の申告について、家族に手続を依頼したことはないことを主張している。

しかしながら、F施設は、請求期間当時、請求者と年金事務所、市町村又は請求者の家族との郵便の制限は行っていないとした上で、請求者の請求期間の前年における郵便の発信及び受信記録により、i) 平成 21 年 8 月 19 日に、請求者の父親から請求者宛てに「年金の手続上、所得証明が必要」と記載された信書及び国民年金保険料免除・納付猶予審査処理票が送付され、同日に請求者は父親宛てに同審査処理票 1 通を同封した信書を発信したこと、ii) 同年 8 月 26 日に、請求者は父親宛てに在所証明書 1 通（国民年金保険料免除申請用）を同封した信書を発信したことが確認できる旨を回答している。

また、上記 3 のとおり、日本年金機構が「所得が確認できない場合の案内文書」を請求者の B 市の住所に送付したことにより、請求者の父親は、請求者宛てに信書を送付し、請求者からの在所証明書等の送付を受けて、平成 21 年 9 月 28 日に請求者に係る平成 21 年度申告書（平成 20 年分）を B 市に提出した（所得の申告を行った）ものと推認できる。

#### 10 継続免除申請者の免除の審査には所得の申告が必要であることの説明について

請求者は、社会保険事務所や市町村の職員に継続免除申請が承認されたら毎年届出を行う必要はないと聞いていたこと、当時は信書の発信及び受信について著しく制限を受ける環境にあったので、免除に係る通知等は一切手元に届いていないことなど、所得の申告が必要であることは知らされていなかった旨を主張しているところ、継続免除申請者の取扱いが始まった平成 17 年から請求者が施設を出所した平成 24 年当時において、国民年金保険料の免除申請を行う被保険者に対し、所得の申告が必要なことを説明していたか否かについて、G 区役所は、「施設に入所している人も所得の申告を行う必要があるため、所得の申告を行う必要がないとの説明はしていない。」旨を回答しているが、H 年金事務所は、「当時の資料を保管していないため、所得の申告を行う必要があることを説明していたか否か、また、どのような説明をしていたのかは不明である。」旨を回答しており、当時の状況は明らかではない。

しかしながら、上記3のとおり、日本年金機構は施設に入所していた請求者への「所得が確認できない場合の案内文書」を住民票の住所に送付し、所得の申告が必要である旨をお知らせしていたこと、上記5及び9のとおり、平成21年度は請求者の父親が、平成23年度及び平成24年度は請求者の姉が、請求者に係る免除の可否の審査に必要な所得の申告を行っていることが確認できること、さらに、F施設の回答により、請求者の父親が「年金の手続上、所得証明が必要である」旨の信書を施設に入所していた請求者に送付していたことによれば、日本年金機構が「所得が確認できない場合の案内文書」を請求者の住民票の住所に送付し、請求者の家族を通じて、所得の申告が必要であることを請求者に連絡することもできたことがうかがえる。

#### 11 結語

以上のとおり、これまでに収集した関連資料、周辺事情によると、請求者の請求期間に係る所得について、全額申請免除の承認基準に該当していたことは推認できるが、請求期間に係る所得の申告が行われたことをうかがわせる事情はない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。



厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100635 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2100008 号

## 第 1 結論

昭和 58 年 8 月から昭和 62 年 11 月までの請求期間及び平成元年 11 月から平成 5 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 58 年 8 月から昭和 62 年 11 月まで  
② 平成元年 11 月から平成 5 年 3 月まで

昭和 58 年 7 月末及び平成元年 10 月末に会社を退職後、自身では国民年金の加入手続は行っていないが、納付書が届いたので、夫の国民年金保険料と一緒に納付したのに、請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）が未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間について、「自身では国民年金の加入手続は行っていないが、会社を退職後に納付書が届いたので、国民年金保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、住民登録している市区町村において国民年金の加入手続を行うことが必要であり、国民年金に初めて加入した被保険者には国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、戸籍の附票によると、請求者は、昭和 57 年 11 月 20 日から現在まで A 市に住所があることから、請求者に係る国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出管理簿及びオンライン記録により、各請求期間の始期である昭和 58 年 8 月頃から昭和 59 年 1 月頃までの期間及び平成元年 11 月頃から平成 2 年 4 月頃までの期間に同市において払い出された手帳記号番号を確認したが、請求者の氏名は見当たらない。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和 60 年 3 月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所〔当時〕が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）により、複数の読み方の組合せで氏名検索を行ったが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は

見当たらない。

さらに、請求者は、「年金手帳については、請求期間①の前に勤務していた事業所を退職する際にもらったもの以外に所持していない。」旨を陳述しているところ、請求者が所持する年金手帳には、国民年金の記号番号は記載されておらず、当該手帳に記載されている厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号となっている。

加えて、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者の種別変更（第2号被保険者から第1号被保険者）に係る処理が平成9年6月27日に行われ、請求者は同年1月7日に初めて基礎年金番号で国民年金の被保険者資格を取得していることから、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100576 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100014 号

## 第 1 結論

請求期間①、②及び③（以下「請求期間」という。）について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 4 日から同年 7 月 31 日まで  
② 昭和 52 年 8 月 31 日から同年 12 月 27 日まで  
③ 昭和 53 年 1 月 7 日から同年 3 月 13 日まで

私は、請求期間において、B 勤務地で、臨時職員として勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した C 事業所（D 部門）が発行した在職証明書、A 事業所の回答及び B 勤務地から提出された「B 勤務地＊記念誌」により、請求者は、請求期間において、B 勤務地に臨時職員（E 業務）として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D 部門及び A 事業所はそれぞれ、「請求期間当時、B 勤務地に勤務する臨時職員に係る給与計算及び厚生年金保険の加入手続は A 事業所で行っていたが、請求者の請求期間に係る給与支払及び厚生年金保険料控除を確認できる資料並びに当時の臨時職員に係る厚生年金保険の取扱いに関する資料は保管していない。」旨を陳述していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入及び保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求者が、請求期間当時、一緒に勤務したと記憶する 2 名の同僚のうち、B 勤務地の給与係を担当していた 1 名は、「A 事業所から給与明細表等が届いた時点で、既に社会保険料の計算は行われていたので、B 勤務地の給与係として社会保険料を控除した記憶はなく、臨時職員に係る厚生年金保険の加入の取扱い及び請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについては分からない。」旨を陳述してい

る。

さらに、i) 前述の「B勤務地\*記念誌」において、請求期間直後に請求者と同じE業務としてB勤務地に在籍していた者が2名確認できるところ、うち1名について、前述の給与係を担当していた者は、請求者と同じ臨時職員であり、代替職員であったことを記憶している上、当該2名のA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、ii) A事業所で厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失を短期間で複数回繰り返している者に照会したところ、回答があった者のうち2名は、請求期間当時、臨時職員（E業務）としてA事業所管内の勤務地に勤務していた旨を回答しているが、当該2名の年金記録を確認しても、当該勤務期間にA事業所で厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことなどから、A事業所では、請求期間当時、必ずしもE業務等の臨時職員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A事業所の請求期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。